

検討の背景と経緯

- ▶ 「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を踏まえ、ハンセン病の患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための具体的な検討を行うことを目的として、文部科学大臣政務官を座長とする「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を文部科学省内に設置。（座長：文部科学大臣政務官、事務局長：総合教育政策局長、構成員：初等中等教育局長、高等教育局長）
- ▶ 有識者ヒアリングを含む会議（9回）と関係施設の視察（6箇所）等を行い検討を進めた。

第1回（令和元年10月29日）

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置について
- ・熊本ハンセン病家族訴訟について
- ・文部科学省におけるハンセン病に関する教育の取組について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング
梅野正信 上越教育大学理事兼副学長

第2回（令和元年11月13日）

- ・学校教育に関する現状の取組について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
小泉ひとみ 東村山市立萩山小学校校長
太田元 東村山市立東村山第三中学校統括校長
井上貴雅 東村山市教育委員会教育部次長（学校教育担当）
鈴木賢次 東村山市教育委員会統括指導主事

第3回（令和元年11月28日）

- ・ハンセン病補償法、問題基本法改正法について
- ・登米市立新田中学校の視察について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（社会教育、高等教育）
飯開輝久雄 合志市教育委員会人権啓発教育課長
近藤真紀子 香川県立保健医療大学教授

第4回（令和2年1月29日）

- ・文部科学省職員向け研修講話
黄光男 ハンセン病家族訴訟原告団副団長

第5回（令和2年2月26日）

- ・これまでの議論の整理について

第6回（令和3年3月4日）

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置要領改訂について
- ・文部科学省におけるこれまでの主な取組について
- ・今後考えられる取組について

第7回（令和3年4月19日）

- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
佐久間建 都立武蔵台学園府中分教室教諭

第8回（令和3年6月17日）

- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
大高俊一郎 国立ハンセン病資料館事業部社会啓発課長

第9回（令和3年9月30日）

- ・これまでの議論の整理について

視察①（令和元年10月16日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

視察②（令和元年11月20日）

- ・登米市立新田中学校
- ・国立療養所東北新生園

視察③（令和2年2月17日）

- ・国立療養所菊池恵楓園
- ・福岡県教育委員会

視察④（令和2年11月19日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

検討チーム議論を踏まえた当面の取組

<主に初等中等教育段階>

① ハンセン病に関する学習に関する教材の充実や活用の促進

- 厚生労働省作成の中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」については、国が作成した教材で安心して授業で活用できる等の評価がある。また、ハンセン病に関する講演等では小学校高学年の反応が良いという意見がある。児童生徒の発達段階に応じたハンセン病に関する人権教育を充実させるため、今後、小学校や中学校における指導事例を周知する。

② ハンセン病に関する人権教育を担う指導者への研修等の充実

- 教員個人ではなく**教育委員会や学校の組織的なハンセン病に関する人権教育の取組**を促すため、引き続き、各都道府県等の人権教育担当者や人権教育指導者が集まる会議において、**国の施策動向や有用なコンテンツ等に関する情報提供**を図る。
- より**多くの教員がハンセン病に関する実践的な人権教育に取り組める**よう、独立行政法人教職員支援機構において、指導の要点について学ぶことができる**オンライン研修教材の作成・配信**を進める。

<主に高等教育段階>

③ ハンセン病に係る教育に関する各大学の取組の把握と支援

- 大学におけるハンセン病に関する教育において参照・使用できるよう、**ハンセン病に関する教材**や、**国立ハンセン病資料館をはじめとする教育への協力を要請する国の施設・機関等**を取りまとめ**情報提供**を行う。
- 大学におけるハンセン病に係る教育の全体的な状況**について**調査・公表**する。※平成30年度大学改革状況調査において実施済み

<ハンセン病に関する学習のための基盤整備>

④ ハンセン病に関する学習のための関連資料等の収集と提供

- ハンセン病当事者の声**は、ハンセン病に関する学習を進める上で説得力のある教材でもある一方、当事者の高齢化やコロナ禍等により、当事者との直接交流には制約があるため、各所で収集している**当事者の映像や声が教育・研修等で活用されるよう周知**を行う。
- 引き続き厚労省・法務省と連携し、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、**中学生向けパンフレット**、法務省作成の**人権啓発動画及び冊子**、**国立ハンセン病資料館の学芸員等の講師派遣等**のハンセン病に関する人権教育に活用できる資料等の周知を行う。

今後の取組

- 「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」等を通じて、当事者の方々のご意見を伺いながら、更なる取組の充実に向けて引き続き検討を行う。

(検討を通じて出た主な意見)

(共通事項)

- 設置者や国がハンセン病教育の取組を促す姿勢を示せば、各学校は取り組みやすくなる。
- シンポジウムを開催するだけでなく、関係省庁が連携して教員への意識付け等を行い継続的・日常的な取組に繋げていくことが重要。
- 当事者の話は説得力があるが、高齢化が進んでいるため、当事者の声を収録した映像資料を作成することが有効。また、当事者や家族に対する差別について教えることも重要だが、同時に尊厳を失わずに誇りを持って生き向いてきたことに重点を置いて普及啓発を行うことも重要。
- ハンセン病について学ぶことは重要であるが、ハンセン病の問題は入口に様々な人権問題について学ぶきっかけとしても有効。
- 道德教育と法的責任の自覚を促す人権教育の両方を進め「差別と立ち向かう行動ができる人間」を育てることが重要。
- ハンセンの経験を新型コロナウイルス感染症でも活用するべき。当時ハンセン病は伝染性の恐ろしい病と認識されていたが、今も昔のようにコロナ患者等の人権侵害をしている。ハンセンの学習をコロナ差別の問題に転換することはあり得る。

(主に初等中等教育)

- ハンセン病に関する教材は少なく、国が作った資料は安心して授業で使えるのでありがたい。ハンセン病資料館で教材の貸出も行っているので積極的に活用すべき。
- ハンセン病人権学習に役立つ授業実践例や学習資料等を国がまとめて刊行するべき。
- 研修等でハンセン病に関する知識を学ぶことも重要であるが、実際に「授業の場」に立つことを前提とした実践的な研修がより重要。
- 人権問題というデリケートな課題に対しては、教員個人で対応するのではなく、管理職が指導計画や資料を確認するなど、学校が組織的に対応することが必要。
- 個別人権課題に関する教育をいきなり扱うのではなく、「偏見差別はいけない」「他人に優しく」等のベースとなる部分をしっかりと教えたうえで、個別人権課題を取り扱うことが重要。
- 正しい知識を学んだ子が親に伝え、親の偏見も解消された例もある。学校教育は極めて重要。

(主に高等教育・社会教育)

- ハンセン病は、医療関係者だけでなく一般社会人にとっても人間の尊厳に関する問題を学ぶことができ意義がある。
- 大学のカリキュラム編成の際に学内の合意形成が一番難しい。ハンセン病というテーマには普遍性があることなど国が重要性を位置付けることを期待。
- 講師の選定が難しいため、講師の派遣等に対する支援を期待。
- 子供と保護者、地域の人と一緒に学ぶ公開講座が有効。